

## 保育所における付加的保育及び付加的サービスに関する調査結果について（概要）

## 第1 調査結果の基本情報について

調査手法：アンケート調査

調査時期：令和7年11月27日(木)～12月12日(金)

調査対象：【保育施設票】全国の認可保育所

【市町村票】全国の市町村（特別区を含む。）

有効回答数：【保育施設票】5,512件

【市町村票】916件

## 第2 付加的保育に関する調査結果について

## 1 付加的保育の実施について（保育施設：n=5,512/市町村：n=916）

保育所における付加的保育について、付加的保育を実施していると回答した保育所は1,247か所（22.6%）、付加的保育を実施していないと回答した保育所は4,265か所（77.4%）であった。

また、管内の認可保育所における取扱い状況については、付加的保育を実施している保育所がある市町村が182市町村（19.9%）、実施を禁止はしていないものの、実施希望がない市町村が693市町村（75.7%）、実施を禁止している市町村が41市町村（4.5%）であった。

## 2 通知記載項目に関する調査結果について

## (1) 実施される付加的保育の内容（保育施設：n=1,247）

保育所において、付加的保育として実施されている主なプログラムの種類は、英語（英会話）が650件（52.1%）と最も多く、次いで体操が489件（39.2%）、体育が214件（17.2%）、リトミックが196件（15.7%）となった。そのほか、水泳147件（11.8%）、サッカー125件（10.0%）、ダンス101件（8.1%）、絵画60件（4.8%）、造形55件（4.4%）、書道53件（4.3%）など、多様なプログラムが実施されていた。

## 実施されている付加的保育の種類 TOP10（n=1,247）

	回答数	割合
英語(英会話)	650	52.1%
体操	489	39.2%
体育	214	17.2%
リトミック	196	15.7%
水泳	147	11.8%
サッカー	125	10.0%
ダンス	101	8.1%
絵画	60	4.8%
造形	55	4.4%
書道	53	4.3%

## (2) 配置基準を満たした保育体制の確保（保育施設：n=1,247/市町村：n=182）

付加的保育の参加児童および不参加児童のいずれについても配置基準を満たしているか保育所へ尋ねたところ、「付加的保育に参加・不参加のいずれの子どもについても配置基準を満たしている（全員参加が原則の場合を含む）」と回答した保育所は1,158か所（92.9%）と9割以上を占めており、「参加の子どもについては配置基準を満たしていない（外部講師に任せている場合を含む）」と回答した保育所は84か所（6.7%）であった。

	回答数	割合
付加的保育に参加・不参加の子ども、どちらも配置基準を満たしている（全員参加が原則を含む。）	1,158	92.9%
参加の子どもについては満たしていない（外部講師に任せている、を含む。）	84	6.7%
その他・判別不可	5	0.4%

また、保育所が配置基準を満たした保育体制を確保しているかについて、事前協議や監査等の際に保育所に対し確認・指導を行っているかを市町村へ尋ねたところ、「参加・不参加の子ども双方の配置基準について確認・指導を行っている」と回答した市町村が56市町村（30.8%）、「不参加の子どもについては確認しているが参加の子どもについては未確認である」と回答した市町村が20市町村（11.0%）、「確認していない」と回答した市町村が106市町村（58.2%）であった。

	回答数	割合
参加・不参加の子ども、どちらの配置基準に関しても確認・指導をしている	56	30.8%
不参加の子どもについては確認し、参加の子どもについては未確認である（ただし、子どもの安全体制の確保については確認している）	20	11.0%
確認していない	106	58.2%

## (3) 児童の安全管理（保育施設：n=1,247/市町村：n=182）

付加的保育を実施する際の安全管理について、事前に実施している対応を保育所へ尋ねたところ、「付加的保育の実施に対応した安全計画を策定している」と回答した保育所は276か所（22.1%）であり、「施設と事業者にて責任の所在を文書で明確にしている」と回答した保育所が525か所（42.1%）と最も多く、次いで「特に行っていない」と回答した保育所が458か所（36.7%）であった。

	回答数 (複数回答)	割合
安全計画の策定	276	22.1%
施設と事業者にて責任の所在を文書で明確化	525	42.1%
特に行っていない	458	36.7%
その他	77	6.2%

また、事前協議や監査等において、付加的保育の実施に係る安全管理体制について保育所に対し確認・指導を行っているかを市町村へ尋ねたところ、「安全計画の策定について確認・指導をしている」と回答した市町村は15市町村（8.2%）、「施設と事業者にて事故時の責任の所在を文書で明確化していることについて確認・指導をしている」と回答した市町村は17市町村（9.3%）であり、「特に安全管理に関する確認・指導はしていない」と回答した市町村が144市町村（79.1%）

と約8割を占めていた。

	回答数 (複数回答)	割合
安全計画の策定について確認・指導をしている	15	8.2%
施設と事業者にて責任の所在を文書で明確化について確認・指導をしている	17	9.3%
特に安全管理に関する確認・指導はしていない	144	79.1%
その他	10	5.5%

(4) 保育の指導計画への位置付け (保育施設：n=1,247/市町村：n=182)

付加的保育を指導計画(年間指導計画・日案等)に位置付けているかを保育所へ尋ねたところ、「指導計画に位置付けている」と回答した保育所は1,004か所(80.5%)、「指導計画に位置付けていない」と回答した保育所は243か所(19.5%)であった。

	回答数	割合
指導計画に位置付けている	1,004	80.5%
指導計画に位置付けていない	243	19.5%

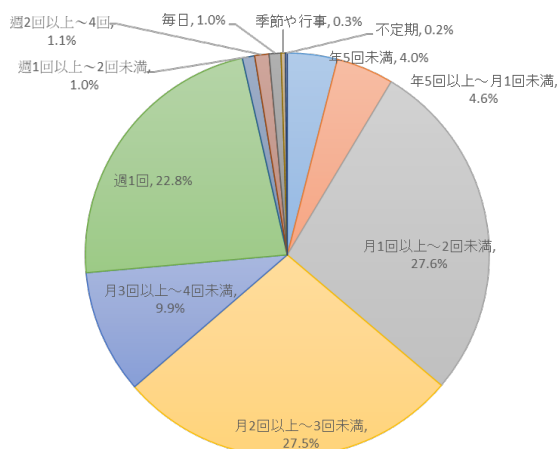
また、保育所が付加的保育を指導計画(年間指導計画・日案等)に位置付けるよう確認・指導しているかを市町村へ尋ねたところ、「指導計画への位置付けについて確認・指導している」と回答した市町村は35市町村(19.2%)、「指導計画への位置付けに関して確認・指導していない」と回答した市町村は147市町村(80.8%)であった。

	回答数	割合
指導計画への位置付けに関して確認・指導している	35	19.2%
指導計画への位置付けに関して確認・指導していない	147	80.8%

(5) 実施頻度、実施時間

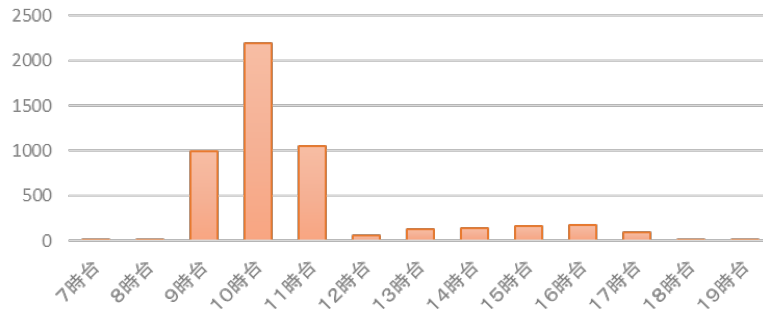
保育所における付加的保育の実施頻度に関する回答結果は、以下のとおりであった。

保育施設：n=2,628 / 付加的保育実施内容による・誤回答を除く

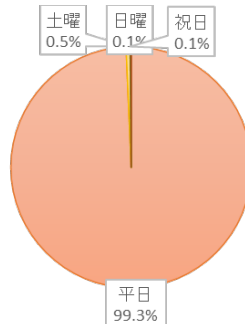


また、保育所における付加的保育の実施時間ならびの実施曜日に関する回答結果は以下のとおりであった。

保育施設：n=2,645 / 付加的保育実施内容による・誤回答を除く



保育施設：n=2,658 / 付加的保育実施内容による・複数回答・誤回答を除く



(6) 保育所職員の負担（保育施設：n=1,247）

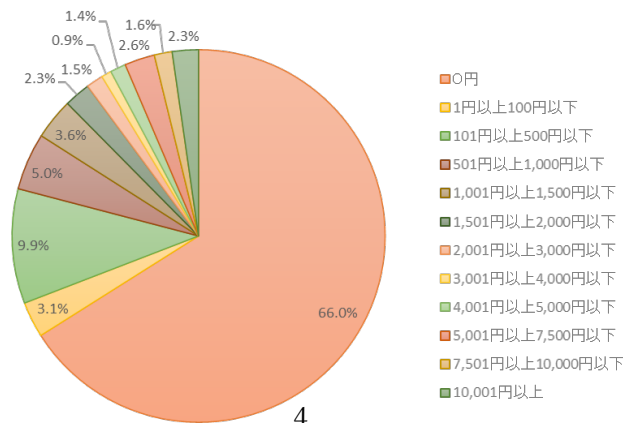
付加的保育の実施による業務負担の変化に関して保育所へ尋ねたところ、「増えた」と回答した保育所は 132 か所（10.6%）、「減った」と回答した保育所は 282 か所（22.6%）であり、「変わらない」と回答した保育所が 833 か所（66.8%）と最も多く、全体の約 3 分の 2 を占めていた。

	回答数	割合
増えた	132	10.6%
減った	282	22.6%
変わらない	833	66.8%

(7) 費用徴収の有無及び料金設定（保育施設：n=2,644/市町村：n=182）

1 回あたりの付加的保育における保護者負担について保育所へ尋ねたところ、以下のとおりであった。

保育施設：n=2,644 / 付加的保育実施内容による・誤回答を除く



また、保育所における付加的保育の料金について、何らかのルールを設けているかを市町村へ尋ねたところ、「料金ルールを設定している」と回答した市町村は 27 市町村 (14.8%) にとどまり、「料金ルールを設定していない」と回答した市町村が 155 市町村 (85.2%) であった。なお、主なルールの例としては、一律料金とすること、料金の上限を定めること、実費相当額以上の徴収を行わないこと、料金設定の根拠を明確に示すこと、保護者の経済的負担に配慮すること等が挙げられる。

	回答数	割合
料金ルールを設定している	27	14.8%
料金ルールを設定していない	155	85.2%

- (8) 付加的保育を利用するか否かに関する保護者の選択の自由（保育施設：n=1,247/市町村：n=182）

保護者が付加的保育を利用するか否かを自由に選択できる仕組みが整備されているかを保育所へ尋ねたところ、「参加について自由に選択できる仕組みがある」と回答した保育所は 404 か所 (32.4%) であり、「全員参加が条件である」と回答した保育所は 843 か所 (67.6%) であった。

	回答数	割合
参加について自由に選択できる仕組みがある	404	32.4%
全員参加が条件である	843	67.6%

また、保護者が付加的保育を利用するか否かを自由に選択できる仕組みが保育所に整備されているかについて、市町村における確認・指導状況を尋ねたところ、「自由に選択できる仕組みについて確認・指導している」と回答した市町村は 44 市町村 (24.2%)、「自由に選択できる仕組みについて確認・指導していない」と回答した市町村は 138 市町村 (75.8%) であった。

	回答数	割合
自由に選択できる仕組みについて確認・指導している	44	24.2%
自由に選択できる仕組みについて確認・指導していない	138	75.8%

- (9) 保護者への説明及び同意取得

ア 保護者への説明（保育施設：n=1,247/市町村：n=182）

付加的保育における保護者への説明方法ならびに説明事項について保育所へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

説明方法について	回答数	割合
口頭のみ	179	14.4%
文書（重要事項説明書）のみ	126	10.1%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	127	10.2%
口頭及び重要事項説明書 （書面を提示しながら口頭でも説明）	495	39.7%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 （書面を提示しながら口頭でも説明）	287	23.0%
特に説明を行っていない	33	2.6%

別紙 1

説明事項について	回答数 (複数回答)	割合
内容	1,168	93.7%
実施場所	620	49.7%
実施時間	230	18.4%
費用	949	76.1%
参加が自由であること	930	74.6%
事故発生時の責任の所在	258	20.7%
費用の内訳	359	28.8%
その他（持ち物や業者について、など）	63	5.1%

また、付加的保育に関する説明方法ならびに説明事項における指導について市町村へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

説明方法への指導について	回答数	割合
口頭のみ	1	0.5%
文書（重要事項説明書）のみ	17	9.3%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	5	2.7%
口頭及び重要事項説明書 （書面を提示しながら口頭でも説明）	40	22.0%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 （書面を提示しながら口頭でも説明）	9	4.9%
特に指導を行っていない	110	60.4%

説明事項への指導について	回答数 (複数回答)	割合
費用	34	23.1%
内容	31	21.1%
費用の内訳	22	15.0%
実施場所	18	12.2%
実施時間	17	11.6%
参加が自由であること	17	11.6%
事故発生時の責任の所在	12	8.2%
特に指導していない	110	74.8%

イ 保護者への同意（保育施設：n=1,247/市町村：n=182）

付加的保育における保護者への同意方法について保育所へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

	回答数	割合
口頭のみ	424	34.0%
文書（重要事項説明書）のみ	219	17.6%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	135	10.8%
口頭及び重要事項説明書 （書面を提示しながら口頭でも説明）	305	24.5%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 （書面を提示しながら口頭でも説明）	164	13.2%

付加的保育に参加しない保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得しているかを保育所へ尋ねたところ、「同意を取得している」と回答した保育所は 688 か所 (55.2%)、「同意を取得していない」と回答した保育所は 559 か所 (44.8%) であった。

	回答数	割合
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得している	688	55.2%
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得していない	559	44.8%

また、付加的保育に関する同意方法について市町村へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

	回答数	割合
口頭のみ	2	1.1%
文書（重要事項説明書）のみ	14	7.7%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	5	2.7%
口頭及び重要事項説明書 （書面を提示しながら口頭でも説明）	29	15.9%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 （書面を提示しながら口頭でも説明）	7	3.8%
特に指導していない	125	68.7%

付加的保育に参加しない保護者に対して、付加的保育の実施に関する同意を取得するよう保育所を指導しているか市町村へ尋ねたところ、「同意を取得するよう指導している」と回答した市町村は 23 市町村 (12.6%) である、「同意を取得するよう指導していない」と回答した市町村が 159 市町村 (87.4%) と約 9 割を占めていた。

	回答数	割合
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得するよう指導している	23	12.6%
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得するよう指導していない	159	87.4%

なお、付加的保育の参加人数に関するルールの有無について市町村へ尋ねたところ、「特に設けていない」と回答した市町村が 167 市町村 (91.8%) と最も多く、「全ての保護者の同意を要件としている」と回答した市町村は 11 市町村 (6.0%)、「半数以上の保護者の同意を要件としている」と回答した市町村は 0 市町村 (0.0%)、「特に基準は設けていないが、不参加のこどもが少数とならないよう指導している」と回答した市町村は 1 市町村 (0.5%) であった。

	回答数	割合
全ての保護者の同意を付加的保育実施の要件としている	11	6.0%
半数以上の保護者の同意を付加的保育実施の要件としている	0	0.0%
特に基準は設けていないが、不参加のこどもが少数とならないよう指導している	1	0.5%
特に設けていない	167	91.8%
その他（私立園に関しては把握していない、など）	3	1.6%

## (10) 付加的保育に参加しない児童への対応

付加的保育を実施する際に、不参加のこどもへの配慮について保育所へ尋ねたところ、実施場所を分ける、見学のみさせる、保育士が寄り添う、天候が良ければ散歩に出かける等の対応を行っているとの回答があった。

また市町村に対して、不参加のこどもへの配慮に関して指導している内容を確認したところ、実施場所を分けること、代替的な活動内容を実施すること等が主な回答として挙げられた。

## (11) その他不適切な事由

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく不利益処分の対象となった事業所を理由とする等、過去、付加的保育の実施を認めない事由の有無について市町村へ尋ねたところ、調査結果からは確認されなかった。

## (12) 保育所における付加的保育の実施に当たっての市町村の対応

付加的保育の実施に当たっての保育所への対応を市町村へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

	回答数 (複数回答)	割合
事前協議の実施	36	19.8%
(事前協議を踏まえた) 実施の承認	23	12.6%
(監査等における) 実施状況の確認及び行政指導	28	15.4%
市民向けの情報提供・周知	18	9.9%
財政支援 (保護者の負担への補助等)	7	3.8%
情報公表システム (ここdeサーチ等) への入力指導	14	7.7%
苦情・相談対応	20	11.0%
特に対応していない	111	61.0%

## 3 付加的保育の実施事例について

私立A認可保育所における実施事例は以下のとおりである。

## 〈付加的保育 基本情報〉

- ・実施内容：体育
- ・対象年齢：4, 5歳児 (全員参加)
- ・実施時間：平日の9～10時台 (1クラス1時間)
- ・実施頻度：月3回程度
- ・1回あたりの費用：300円程度 (全額保護者負担/上乗せ徴収)

## 〈付加的保育 具体的な取り組み〉

- 入園時に、全保護者へ付加的保育の内容を口頭および重要事項説明書にて説明をおこなっている。
- 障害児や、ケガ・体調等で活動参加が難しいこどもには、見学や部分的な参加など柔軟な対応を行い、無理なく同じ空間で過ごせるようにしている。

- 活動はこどもの運動に精通した講師が担当しており、こどもの発達段階に応じてプログラム内容を調整している。なお、講師が合わない場合は、年単位ではあるものの事業者へ変更希望を出すことも可能である。
- プログラムは遊びやゲームを中心に構成されており、こどもたちが楽しく参加できる内容となっている。
- 付加的保育の実施中は保育士を配置し、活動中の安全確保や必要な声かけを行っている。また、トラブルや危険が生じた場合は、保育所が責任をもって対応する体制を整えている。

### 第3 付加的サービスに関する調査結果について

#### 1 付加的サービスの実施について（保育施設：n=5,512/市町村：n=916）

保育所における付加的サービスについて、付加的サービスを実施していると回答した保育所は489か所（8.9%）、付加的サービスを実施していないと回答した保育所は5,023か所（91.1%）であった。

また、管内の認可保育所における取扱い状況については、付加的サービスを実施している保育所がある市町村が147市町村（16.0%）、実施を禁止はしていないものの、実施希望がない市町村が728市町村（79.5%）、実施を禁止している市町村が41市町村（4.5%）であった。

#### 2 通知記載項目に関する調査結果について

##### (1) 実施される付加的サービスの内容（保育施設：n=489）

保育所において、付加的サービスとして実施されている主なプログラムの種類は、英語（英会話）が203か所（40.9%）最も多く、次いで、体操が156か所（31.5%）、水泳が69か所（13.9%）、ピアノが51か所（10.3%）、体育が49か所（9.9%）であった。また、サッカー43か所（8.7%）、リトミック39か所（7.9%）、ダンス38か所（7.7%）、書道19か所（3.8%）、文字（硬筆）13か所（2.6%）など、多様な付加的サービスが実施されていた。

##### 実施されている付加的サービスの種類 TOP10（n=489）

	回答数	割合
英語(英会話)	203	40.9%
体操	156	31.5%
水泳	69	13.9%
ピアノ	51	10.3%
体育	49	9.9%
サッカー	43	8.7%
リトミック	39	7.9%
ダンス	38	7.7%
書道	19	3.8%
文字(硬筆)	13	2.6%

## (2) 配置基準を満たした保育体制の確保（保育施設：n=489/市町村：n=147）

参加児童および不参加児童のいずれについても配置基準を満たしているか保育所へ尋ねたところ、「付加的サービスに参加・不参加のいずれの子どもについても配置基準を満たしている」と回答した保育所は 329 か所（67.3%）と約3分の2の回答が見られた一方で、「参加の子どもについては配置基準を満たしていない（外部講師に任せている場合を含む）」と回答した保育所は 156 か所（31.9%）であった。

	回答数	割合
付加的サービスに参加・不参加の子ども、どちらも配置基準を満たしている（全員参加が原則を含む。）	329	67.3%
参加の子どもについては満たしていない（外部講師に任せている、を含む。）	156	31.9%
判別不可	4	0.8%

また、保育所が配置基準を満たした保育体制を確保しているかについて、事前協議や監査等の際に保育所に対し確認・指導を行っているかを市町村へ尋ねたところ、「参加・不参加の子ども双方の配置基準について確認・指導を行っている」が 21 市町村（14.3%）、「不参加の子どもについては確認しているが参加の子どもについては未確認である」が 12 市町村（8.2%）、「確認していない」が 114 市町村（77.6%）であった。

	回答数	割合
参加・不参加の子ども、どちらの配置基準に関しても確認・指導をしている	21	14.3%
不参加の子どもについては確認し、参加の子どもについては未確認である（ただし、子どもの安全体制の確保については確認している）	12	8.2%
確認していない	114	77.6%

## (3) 児童の安全管理（保育施設：n=489/市町村：n=147）

付加的サービスを実施する際の安全管理について、事前に実施している対応を保育所へ尋ねたところ、「付加的サービスの実施に対応した安全計画を策定している」と回答した保育所は 99 か所（20.2%）であり、「施設と事業者にて責任の所在を文書で明確にしている」と回答した保育所が 222 か所（45.4%）と最も多く、次いで「特に行っていない」と回答した保育所が 149 か所（5.3%）であった。

	回答数 (複数回答)	割合
安全計画の策定	99	20.2%
施設と事業者にて責任の所在を文書で明確化	222	45.4%
特に行っていない	149	30.5%
その他	26	5.3%

また、事前協議や監査等において、付加的サービスの実施に係る安全管理体制について保育所に対し確認・指導を行っているかを市町村へ尋ねたところ、「安全計画の策定について確認・指導をしている」と回答した市町村は 5 市町村（3.4%）、「施設と事業者にて事故時の責任の所在を文書で明確化していることについて確認・指導をしている」と回答した市町村は 9 市町村（6.1%）であったが、「特に安全管理に関する確認・指導はしていない」と回答した市町村が 129 市町村（87.8%）と約9割を占めていた。

	回答数 (複数回答)	割合
安全計画の策定について確認・指導をしている	5	3.4%
施設と事業者にて責任の所在を文書で明確化について確認・指導をしている	9	6.1%
特に安全管理に関する確認・指導はしていない	129	87.8%
その他	7	4.8%

(4) 保育の指導計画への位置付け (保育施設：n=489/市町村：n=147)

付加的サービスを指導計画(年間指導計画・日案等)に位置付けているかを保育所へ尋ねたところ、「指導計画に位置付けている」と回答した保育所は254か所(51.9%)、「指導計画に位置付けていない」と回答した保育所は235か所(48.1%)であった。

	回答数	割合
指導計画に位置付けている	254	51.9%
指導計画に位置付けていない	235	48.1%

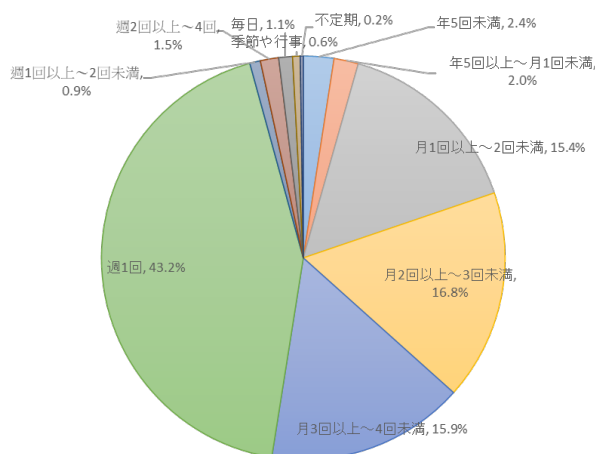
また、保育所が付加的サービスを指導計画(年間指導計画・日案等)に位置付けるよう確認・指導しているかを市町村へ尋ねたところ、「指導計画への位置付けについて確認・指導している」と回答した市町村は12市町村(8.2%)、「指導計画への位置付けに関して確認・指導していない」と回答した市町村は135市町村(91.8%)であった。

	回答数	割合
指導計画への位置付けに関して確認・指導している	12	8.2%
指導計画への位置付けに関して確認・指導していない	135	91.8%

(5) 実施頻度、実施時間

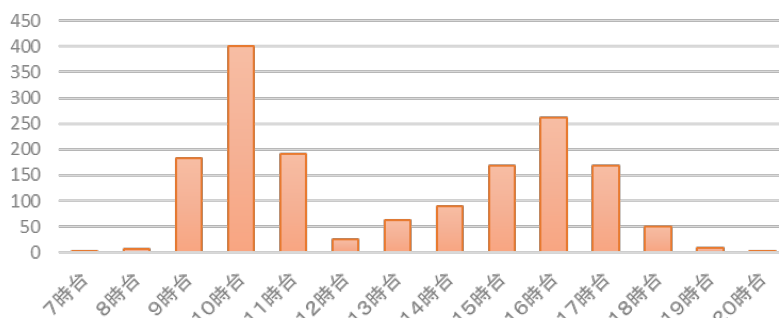
保育所における付加的サービスの実施頻度についての回答結果は、以下のとおりであった。

保育施設：n=819 / 付加的サービス実施内容による・誤回答を除く

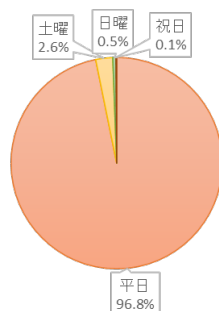


また、保育所における付加的サービスの実施時間ならびに実施曜日についての回答結果は、以下のとおりであった。

保育施設：n=831 / 付加的保育実施内容による誤回答を除く



保育施設：n=845 / 付加的保育実施内容による・複数回答・誤回答を除く



(6) 保育所職員の負担（保育施設：n=489）

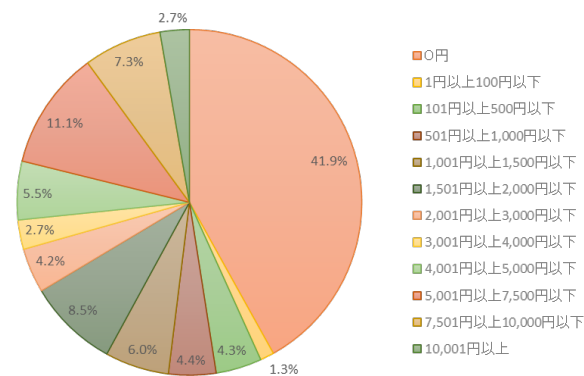
付加的サービスの実施による業務負担の変化に関して保育所へ尋ねたところ、「増えた」と回答した保育所は 59 か所 (12.1%)、「減った」と回答した保育所は 96 か所 (19.6%) であり、「変わらない」と回答した保育所が 334 か所 (68.3%) と最も多く、全体の約 3 分の 2 を占めていた。

	回答数	割合
増えた	59	12.1%
減った	96	19.6%
変わらない	334	68.3%

(7) 費用徴収の有無及び料金設定（保育施設：n=489/市町村：n=147）

1 回あたりの付加的サービスにおける保護者負担について保育所へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

保育施設：n=831 / 付加的保育実施内容による・誤回答を除く



また、保育所における付加的サービスの料金について、何らかのルールを設けているかを市町村へ尋ねたところ、「料金ルールを設定している」と回答した市町村は 11 市町村（7.5%）であり、「料金ルールを設定していない」と回答した市町村が 136 市町村（92.5%）と 9 割以上を占めていた。なお、主なルールの例としては、一律料金とすること、園の営利目的とならない料金設定とすること、施設の目的外使用にならないよう光熱水費以上の費用を当該事業者から得ないこと等が挙げられる。

	回答数	割合
料金ルールを設定している	11	7.5%
料金ルールを設定していない	136	92.5%

- (8) 付加的サービスを利用するか否かに関する保護者の選択の自由（保育施設：n=489/市町村：n=147）

保護者が付加的サービスを利用するか否かを自由に選択できる仕組みが整備されているかを保育所へ尋ねたところ、「参加について自由に選択できる仕組みがある」と回答した保育所は 315 か所（64.4%）であり、「全員参加が条件である」と回答した保育所は 174 か所（35.6%）であった。

	回答数	割合
参加について自由に選択できる仕組みがある	315	64.4%
全員参加が条件である	174	35.6%

また、保護者が付加的サービスを利用するか否かを自由に選択できる仕組みが保育所に整備されているか確認・指導状況を市町村へ尋ねたところ、「自由に選択できる仕組みについて確認・指導している」と回答した市町村は 24 市町村（16.3%）、「自由に選択できる仕組みについて確認・指導していない」と回答した市町村は 123 市町村（83.7%）であった。

	回答数	割合
自由に選択できる仕組みについて確認・指導している	24	16.3%
自由に選択できる仕組みについて確認・指導していない	123	83.7%

- (9) 保護者への説明及び同意取得

ア 保護者への説明（保育施設：n=489/市町村：n=147）

付加的サービスにおける保護者への説明方法ならびに説明事項について保育所へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

説明方法について	回答数	割合
口頭のみ	74	15.1%
文書（重要事項説明書）のみ	37	7.6%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	81	16.6%
口頭及び重要事項説明書 （書面を提示しながら口頭でも説明）	127	26.0%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 （書面を提示しながら口頭でも説明）	133	27.2%
特に説明を行っていない	37	7.6%

説明事項について	回答数 (複数回答)	割合
内容	420	85.9%
実施場所	262	53.6%
実施時間	113	23.1%
費用	354	72.4%
参加が自由であること	348	71.2%
事故発生時の責任の所在	152	31.1%
費用の内訳	225	46.0%
その他 (業者がおこなっているため説明していない、など)	25	5.1%

また、付加的サービスに関する説明方法ならびに説明事項における指導について市町村へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

説明方法への指導について	回答数	割合
口頭のみ	1	0.7%
文書（重要事項説明書）のみ	4	2.7%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	3	2.0%
口頭及び重要事項説明書 (書面を提示しながら口頭でも説明)	22	15.0%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 (書面を提示しながら口頭でも説明)	5	3.4%
特に指導を行っていない	90	5.9%

説明事項への指導について	回答数 (複数回答)	割合
費用	34	23.1%
内容	31	21.1%
費用の内訳	22	15.0%
実施場所	18	12.2%
実施時間	17	11.6%
参加が自由であること	17	11.6%
事故発生時の責任の所在	12	8.2%
特に指導していない	110	74.8%

イ 保護者への同意（保育施設：n=489/市町村：n=147）

付加的サービスにおける保護者への同意方法について保育所へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

	回答数	割合
口頭のみ	156	31.9%
文書（重要事項説明書）のみ	61	12.5%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	79	16.2%
口頭及び重要事項説明書 (書面を提示しながら口頭でも説明)	97	19.8%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 (書面を提示しながら口頭でも説明)	96	19.6%

付加的サービスに参加しない保護者に対して、付加的サービスの実施について同意を取得しているか保育所へ尋ねたところ、「同意を取得している」と回答した保育所は 268 か所 (54.8%)、「同意を取得していない」と回答した保育所は 221 か所 (45.2%) であった。

	回答数	割合
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得している	268	54.8%
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得していない	221	45.2%

また、付加的サービスに関する同意方法について市町村へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

	回答数	割合
口頭のみ	1	0.7%
文書（重要事項説明書）のみ	8	5.4%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	0	0.0%
口頭及び重要事項説明書 （書面を提示しながら口頭でも説明）	16	10.9%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 （書面を提示しながら口頭でも説明）	5	3.4%
特に指導していない	117	79.6%

付加的サービスに参加しない保護者に対して、付加的サービスの実施について同意を取得するよう保育所を指導しているか市町村へ尋ねたところ、「同意を取得するよう指導している」と回答した市町村は 15 市町村 (10.2%) にとどまり、「同意を取得するよう指導していない」と回答した市町村が 132 市町村 (89.8%) と約 9 割を占めていた。

	回答数	割合
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得するよう指導している	15	10.2%
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得するよう指導していない	132	89.8%

なお、付加的サービスの参加人数に関するルールの有無について市町村へ尋ねたところ、「特に設けていない」と回答した市町村は 135 市町村 (91.8%) と最も多く、「全ての保護者の同意を要件としている」と回答した市町村は 5 市町村 (3.4%)、「半数以上の保護者の同意を要件としている」と回答した市町村は 0 市町村 (0.0%)、「特に基準は設けていないが、不参加のこどもが少数とならないよう指導している」と回答した市町村は 2 市町村 (1.4%) であった。

	回答数	割合
全ての保護者の同意を付加的サービス実施の要件としている	5	3.4%
半数以上の保護者の同意を付加的サービス実施の要件としている	0	0.0%
特に基準は設けていないが、不参加のこどもが少数とならないよう指導している	2	1.4%
特に設けていない	135	91.8%
その他（一日の利用定員を設けている、など）	5	3.4%

## (10) 付加的サービスに参加しない児童への対応

付加的サービスを実施する際に、不参加のこどもへの配慮について保育所へ尋ねたところ、実施場所を分ける、実施していない異年齢のクラスに参加させる等の対応を行っているとの回答があった。

また市町村に対して、不参加のこどもへの配慮に関して指導している内容を尋ねたところ、実施場所を分けること等が主な回答として挙げられた。

## (11) その他不適切な事由

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく不利益処分の対象となった事業所を理由とする等、過去、付加的サービスの実施を認めない事由の有無について市町村へ尋ねたところ、調査結果からは確認されなかった。

## (12) 保育所における付加的サービスの実施に当たっての市町村の対応

付加的サービスの実施に当たっての保育所への対応を市町村へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

	回答数 (複数回答)	割合
事前協議の実施	21	14.3%
(事前協議を踏まえた) 実施の承認	10	6.8%
(監査等における) 実施状況の確認及び行政指導	9	6.1%
市民向けの情報提供・周知	10	6.8%
財政支援 (保護者の負担への補助等)	3	2.0%
情報公表システム (ここdeサーチ等) への入力指導	7	4.8%
苦情・相談対応	15	10.2%
特に対応していない	99	67.3%

## 3 付加的サービスの実施事例について

私立 B 認可保育所における実施事例は以下のとおりである。

## 〈付加的サービス 基本情報〉

- ・実施内容：英会話
- ・対象年齢：3, 4, 5 歳児
- ・実施時間：平日の 17 時台 (1 時間程度)
- ・実施頻度：月 2～3 回
- ・1 回あたりの費用：約 1,950 円 (全額保護者負担)

※サービス提供事業者が保護者へ直接請求

## 〈付加的サービス 具体的な取り組み〉

○プログラム内容を含め、サービス提供事業者に一任しており、保育所としては運営内容に直接関与しない体制としている。

○付加的サービスは、参加しない児童とは別の部屋で実施しており、付加的サービスに参加しない児童の活動動線や保育の流れに干渉しないよう環境を分けて

別紙 1

いる。

○施設職員は付加的サービスに基本的には関与しないものの、同じフロア内で実施しているため、泣き声が聞こえるなど児童の様子に変化があった場合には、職員が状況確認に赴き、安全面に配慮した対応を行っている。

以上